# ◇研究ノート◇

# 1930・40年代日本人学校・在外指定学校の機能

--- フィリピン・ビコール地方を例として ---

# 早澤 茂

#### ◆要 旨

本稿は、入手した一次史料フィリピン・ビコール日本人会の「杉岡文書」を素材として、戦時期における在外指定学校の機能の一端を明らかにすることを課題とする。本稿の考察を通じ、次の三点を明らかにする。一点目は、ビコール日本人学校の在外指定学校認可についてである。その目的は、「混血児」のフィリピン人化を阻止するために国策として二世教育をおこなうことが目的であった。ビコール地方の特殊性は、フィリピンの在留邦人社会のなかで極めて「混血児」の出生率が高いことにあった。そこで日本人会を主導する富裕層の有力者たちは、この「混血児」二世に在留日本人としてのアイデンティティーを植え付けることが日本国民の義務であると考え、日本政府の指導、助言、金銭援助を背景に、二世教育に着手した。1935年以降1940年までは日本人会が主導したビコール日本人小学校において、1941年以降は、在外指定学校として認可され、国策として公式に「混血児」は、在留日本人のアイデンティティー再生産を目的とした二世教育を受けることとなった。

二点目は、在外指定学校認可の時期である。ビコール日本人学校が設立された 1935 年の段階ですでに、日本政府は資金支援等を通じ日本人学校に影響を及ぼし在留日本人のアイデンティティー再生産を目的とした二世教育を推進しようとしていた。つまり、ビコール日本人学校は、在外指定学校に認可される前から、国策としての二世教育を期待される存在であった。

三点目は、ビコール日本人会の有力者たちが目指した「混血児」二世教育は、やがて日本人会のなかに多くの矛盾と歪みを生み、日本人会を内部分裂・対立させることとなった。その背景には、「混血児」の親が日本人のアイデンティティーの再生産を目的とする二世教育を必要としていなかった事情の存在が考えられる。一方、日本政府が注目したビコール日本人学校の「混血児」二世教育は、当時、フィリピン全土の小学校で増え続けていた混血児童への対策の先駆となるものだったのではないだろうか。

キーワード: 在外指定学校,フィリピン・ビコール日本人会,在留日本人のアイデンティティー,「混血児」,二世教育

(2014年9月5日論文受付,2014年11月7日採録決定『都市文化研究』編集委員会)

# はじめに

本稿の目的は、1930・40年代のフィリピン・ビコール地方に存在した、日本人学校の一形態である在外指定学校の機能を明らかにすることである。

在外指定学校をも含むいわゆる日本人学校とは、海外の日本人会が経営する学校である。特に日本政府が認可 した日本人学校を在外指定学校と呼び、その数は南洋方 面に限っても 1943 年段階で 35 校に及んだ1)。

本稿で注目するこの在外指定学校とは、法令上は、 1905年に制定された在外指定学校職員退隠料及遺族扶助料法および恩給法と恩給法施行令に基づいて指定された学校のことである。恩給法施行令によると、在外指定学校制度は、外国に存在する日本人学校職員の待遇を国内の公立学校職員と同等にすることに主眼を置いた制度である。しかし先行研究によると、在外指定学校には、 このほかに何点か注目すべき追加的な機能があったとされる。

小島勝は、その追加的に付与された機能として次の三点に注目している<sup>2)</sup>。第一に、日本人学校の格を上げ、在留邦人社会の名誉とするだけでなく、日本人会などの運営主体の活動を正当づけ、権威づける。第二に、日本国家の威信を誇示し、天皇制国家の権力が及ぶことを在留邦人に自覚させる。第三に、在外指定の「指定者」という権力を意識させ、学校運営に拘束性を与えた。

本稿は、この追加的な在外指定学校の機能の具体的実態を、特にフィリピン・ビコール地方に設立された在外指定学校に注目しつつ、未刊行の一次史料を用いて明らかにすることを目的とする。

次に、本稿のテーマに関連のある先行研究を概観する。戦前期の日本人学校に関する研究は、日本の支配下にあった植民地およびそれ以外の日本人移民を受け入れた移民渡航地の両方にまたがって展開されてきた。そのため、植民地に関するものは植民地教育史、移民渡航地に関するものは移民史研究というように別々に研究が進められてきた。本稿と関係が深い前者の植民地教育研究では、1980年代以降、多くの成果が出されている③。特に注目される研究として、先述の小島勝に加えて、渡部宗助4、小林茂子5,槻木瑞生6の研究があげられる。小林茂子はフィリピン・ダバオの沖縄移民にみる「日本人意識」「沖縄人としてのアイデンティティ」の形成の分析を中心におこなっている。槻木瑞生は「満洲国」教育、殊に植民地教育が戦後のアジアの教育の建設にどのような形で影響を及ぼしたかについて検討している。

小島は東南アジアと中国における日本人学校教育を中心にまとめ、その内容は戦前期の海外における日本人学校の設立事情から機能、帰国子女教育までに及んでいる。小島の研究の主眼は、日本人学校教育の実態解明にあり、日本人会が主体となって設立された日本人学校とその動向を明らかにしようとしたものである。

本稿が特に注目する在外指定学校に関しては,渡部宗助が,在外指定学校の法的根拠を明らかにし,在外指定学校の職員の待遇に関わる制度を中心に研究をおこなっている。

しかし、これらの研究が在外指定学校の内実を十分説明しているとはいい難い。事実、渡部の研究ののちに記した著書の中で小島は、日本人学校の一形態である在外指定学校の研究を今後の課題の一つとしている。そのうえで、在外指定学校に関し十分な研究がなされていない理由は、「戦渦のために史料が消失・散逸している点」にあるとしている<sup>7</sup>。

このような理由で,在外指定学校に関する具体的な研究,特に本稿で行うような,日本人会が日本人小学校を設立し,その学校が政府による在外指定学校の認可を

うけるまでの経緯を詳細に分析した研究は管見の限りない。

筆者は、こうした研究上の限界を乗り越える一助となる一次史料を入手した。本稿では、一次史料であるフィリピン・ビコール日本人会の杉岡文書を素材として、日本人学校がどのような経緯を経て在外指定学校として認可されたのか、その一端を明らかにすることを課題とする。この作業は、在外指定学校の全体像を明らかにするには不十分だが、小島が指摘した研究上の限界を乗り越える一助となれば幸いである。

以下,本稿では,まず第一章で,ビコール日本人学校 の設立母体であるビコール日本人会(1923年設立)の 分析をとおして、ビコール日本人社会の特徴を明らかに する。その際, 1930~40年代を通じて, いわゆる二世 が増加するとともに、日本人小学校設立を求める声が高 まったことを明らかにする。さらに、小島・小林など既 存の研究が注目した日本人学校の段階ですでに、ビコー ルでは日本政府の支援・助言・指導が様々な形でなされ ていたこと, また, ビコールのいわゆる二世には, 多く の「混血児」が含まれていたことを明らかにする。第二 章では、ビコール日本人会が設立したビコール日本人小 学校(1935年設立)が、1941年に在外指定学校の認可 を受け,「国策」としての二世教育を開始した経緯を明 らかにする。その際、日本政府が1935年の日本人学校 設立当初から, ビコール日本人学校をのちに在外指定学 校として認可することを前提として助言、資金援助をお こなっていたことを明らかにする。つまり、ビコール日 本人学校は, 在外指定学校に認可される前から, 国策と しての二世教育を期待される存在であったのである。加 えて, ビコール地方の特殊性である「混血児」二世問題 が、在外指定学校のもとで目ざされた二世教育にどのよ うな特徴を与えたのかを明らかにする。

具体的な考察に入る前に、今回用いる一次史料の概要とその位置づけをおこなう。本稿で扱う一次史料は、フィリピンのルソン島南端にあるビコール地方に、1923(大正12)年発足したビコール日本人会で4期にわたって日本人会会長を務めた杉岡金一が、1930(昭和5)年5月から1941(昭和16)年4月までの11年間に作成・収受・保管した文書(以後、「杉岡文書」とする)である8。そこには、ほぼ日付順にファイルに綴じられた文書が残されており、その数は700点に上る。文書は、具体的には、杉岡が残したメモ(以後、「杉岡メモ」とする9)と、ビコール日本人会『会報』(29回分)、そして一点ずつからなる一群の文書であった。『会報』には、ビコール日本人会が日本人小学校を開校させ、同校が在外指定学校として認可される経緯が示されている。

これらの史料には、フィリピン・ビコール地方の日本 人会及び日本人小学校の設立過程の記録等が含まれてお り、1920~1940 年代の在留邦人の苦難を理解できる重要史料である。そして何よりも断片的な史料ではなく、日々の日本人社会に起きた諸問題が継続的に文書に記されているため、どのような因果関係のもとで在外指定学校の認可が下りたかその経緯を理解する上で、たいへん有効な史料である。なお文書の性格や信頼性については行論の中で検討していく。ここで、筆者に貴重な史料を提供して下さった杉岡康男氏に深く謝意を表しておきます。

# 第一章 ビコール日本人小学校設立を めぐる諸問題

本章では、ビコール日本人小学校の設立母体であるビコール日本人会をめぐる諸問題の分析をとおして、日本人会の特徴を明らかにする。その際、特に「混血児」二世の存在に着目して、日本人社会の構造を分析する。

## 第1節 ビコール日本人社会の構造

まず,第1節では,日本人社会の構造を,統計に依拠 しつつ明らかにする。

# 1 ビコール日本人会の設立目的

1917年、マニラに日本人小学校が開設されたのと軌を一にして、日本資本の進出は、第一次世界大戦後、盛んになった。この時期、バザーとよばれる日本商店がフィリピン各地の目抜きの道路に店を構えるようになり、大企業や銀行の支店も開設された<sup>10</sup>。

フィリピンとの経済交流を拡大した現地日本人の有力 者は、1923年、当時約30人の日本人が長期滞在してい たビコール地域に日本人会を設立し、さらに12年後の 1935年、この日本人会会員の子弟教育機関として日本 人小学校を設立することとなる。

はじめに、1923年に設立されたビコール日本人会の設立目的を概観しておこう。設立8年後に発行された『会報』第11号(1931年4月17日、杉岡文書539)の「我等が日本人会の経過拾年と其感想」は、第一次大戦期の状況について、「遠去離行商等を行ふ者が数人出で来るに及んで邦人間の同業に自然販売競争が行はるるに至」ったと述べている。

ここでは、ビコール日本人会設立目的を「邦人間の競争の緩和」としている。「競争の緩和」とはどのような意味であろうか。この内容の詳細を文献資料から引用する。1943年当時、比島軍政派遣要員であった皇睦夫は、日本人会設立当初の様子を次のように述べている。

大正十二年, 当時のレガスピーでは邦人間の商業

が激化し、翌年一月商業競争を緩和させるため日本人会組織の相談会をギノバタンで開くが、紛糾し流会となった。同年九月ビコール日本人会はようやくにして設立され、当時の会員は三十名弱からスタートした<sup>11)</sup>。

ビコール日本人会の設立目的は、商業上の競争の緩和、 もしくは紛糾の解決を主たる目的としたほか、会員相互 の親睦であった。なお、こうした日本人同士の紛糾は、 のちの日本人学校の運営のありかたに大きな影響を与え ることとなる。

#### 2 ビコール日本人会構成員の特徴

商業上の競争の緩和を目的に当初30人弱でスタート した日本人会は、1936年4月には会員数が216人に達 した。200人を超える規模に急成長した日本人会は、ど のような構造に変化していったのだろうか。

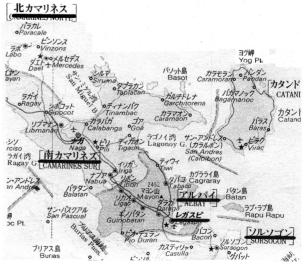
次に、ビコール地方在留邦人の国勢調査報告(1935年10月1日現在)に基づいて、日本人会の構造を概観することとする<sup>12)</sup>。

まず日本人会を構成していた人々の所属州,性別,職業,出身地,独身・既婚の別,子供の有無などの特徴を 見る。

1935 年現在, ビコール日本人会に所属する世帯の総人口は397人であった。日本人会の会員数は,後掲の表5(1936年)から216人であったが,成人人口は表3から248人,うち既婚女性50人を除くと198人が世帯主であった。

ビコール日本人会は 5 つの州にまたがる日本人会であり,第一支部である北カマリネス州 104 人,南カマリネス州 134 人,第二支部であるアルバイ州 133 人,ソルソゴン州 26 人,(マスバテ州は 0 人)からなっていた 13)。

#### 図1 ビコール地方全図



『地図で知る東南アジア・南アジア』(平凡社,1994年)

なお,図1からわかるように、これらの州は地理的には、南カマリネス州を中心に挟む形で、北カマリネス州、南カマリネス州、アルバイ州、ソルソゴン州、マスバテ州と広範囲にわたっている。

次に, ビコール日本人会の構成を概観する。

男女別に見ると、男 260 人、女 137 人。そのうち成人 248 人、未成年者 149 人となっている(表掲なし)。その詳細は、既婚者 50 組、そのうち「雑婚」(国際結婚一筆者)39 組である。「混血児」の数は 111 人で、その州別人数はアルバイ州 51 人、北カマリネス州 9 人、南カマリネス州 44 人である。

ここで、「混血児」の多さ、および、特に「混血児」を有する家庭がアルバイ州、南カマリネス州に集中していることは、のちの議論の前提として重要であり、特に注目したい。

この地方の成人男子の職業は大工 58 人,店員 48 人, 雑貨商 18 人,商業 18 人,農業 12 人,行商 4 人,製菓業 3 人,マッサージ 2 人,仲買 2 人,麻仲買 2 人,以下,水屋業,自転車商,教員,麻椰子山経営,木炭業,写真師,洗濯業,建築請負,米糠仲買人,売薬,運転手などが各 1 人,無職 2 人,不明 4 人である<sup>14)</sup>。

次に,成人男子の出身地(道府県別)をみる。

熊本 27 人,沖縄 24 人,福岡 23 人,広島 17 人,和歌山 17 人,長崎 12 人,山口 10 人,岡山 7 人,鹿児島 6 人,福島 5 人,長野 5 人,愛媛 5 人,愛知 5 人,神奈川 3 人,大阪 3 人,佐賀 2 人,以下,滋賀,茨城,栃木,福井,岩手,新潟,北海道,山形,三重,台湾,兵庫,石川などが各 1 人という構成である。

このように様々な職業を持ち、出身地が西日本を中心 とした広範囲にわたる移住者たちによって、日本人社会 が形成されていた。

# (1) 渡航記録名簿による分析

次に、ビコール日本人会の特徴を、のちの分析に有効と思われる州別職業分布、州別の年齢・性別の分布を取り上げて、特に分析する。その際、フィリピン入国年月日を「海外渡航者名簿」の原本にもとづいて整理した結果として得られた、会員 254 名(1937 年 5 月現在)のうち、106 名の渡航記録を用いる<sup>15)</sup>(ただし、各項目の合計は一致しない場合がある)。なお、以後、世帯主数を会員数と表記する。

表 1 から、不明者 24 人を除く 82 人のうち、1920(大正 9)年までの渡航人数は 28 人(34%)であるのに対して、1931(昭和 6)年以降の渡航人数は 42 人(51%)である。この増加の内容としては、北カマリネス州及びマスバテ州への移住者の多くが、金鉱山での労働を目的とする一時的出稼ぎであったことが確認できる $^{16}$ 。

表2から、アルバイ州と南カマリネス州への渡航年齢

表1 渡航記録の人数と渡航時期(1901~39年)

州名	アルバイ	ソルソゴン	マスバテ	南カマリネス	北カマリネス	合計
~大正04年	1	1	2	2	1	7
大正05~09年	6	1	3	4	7	21
大正10~15年	0	0	0	2	1	3
昭和01~05年	2	1	3	3	0	9
昭和06~10年	2	0	10	3	13	28
昭和11年~	0	0	4	0	10	14
不明	1	0	0	1	22	24
合計	12	3	22	15	54	106
会員数	36	8	49	47	114	254

出典:早瀬晋三『フィリピン行き渡航者調査IV (1901~39 年)-外務省 外交史料館所蔵文書「海外渡航者名簿」より-』「移民 1995 年, 重点領域研究「総合的地域研究」。原簿をもとに作成。なお,史 料数は 1937 年 5 月現在の会員数。

表 2 渡航時の年齢(1901~39年)

州名	アルバイ	ソルソゴン	マスバテ	南カマリネス	北カマリネス	合計
51歳以上	0	0	0	0	4	4
46~50歳	0	0	0	0	0	0
41~45歳	0	0	1	1	3	5
36~40歳	0	0	6	0	7	13
30~35歳	3	0	0	0	8	11
26~30歳	4	0	5	3	13	25
20~25歳	4	2	11	5	17	39
19歳以下	1	1	1	2	3	8
合計	12	3	24	11	55	105
会員数	36	8	49	47	114	254
判明率(%)	33%	38%	49%	23%	48%	41%

出典:早瀬晋三『フィリピン行き渡航者調査IV (1901~39 年)-外務省 外交史料館所蔵文書「海外渡航者名簿」より-』「移民 1995 年, 重点領域研究「総合的地域研究」。原簿をもとに作成。なお,史 料数は 1937 年 5 月現在の会員数。

は、若年層が多いことがわかる。表3と表4を合わせてみると、これらの若年層は生活が安定したのち、現地女性と「雑婚」したことが、両州に多くの「混血児」二世の出生をもたらしたと考えることができよう。また、南カマリネス州と交流のあった北カマリネス州の若年層は、金鉱で就労する者が多かったことから、南カマリネス州の若年層もまた、金鉱で就労したと思われる。

#### (2) ビコール日本人会のなかの「雑婚」と「混血児」

次に、ビコール日本人社会の特徴である「混血児」二世に着目して、会員の家族構成を分析する。

表3・4より、次の3点の特徴が読み取れる。

表 3 ビコール日本人会の会員構成(1935年)

1 成人人口の構成

区分	未	婚	既	婚	合計
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	
男	133	73	50	27	183
女	15	23	50	77	65
合計	148		100	_	248

2 未成年者の「純血」「混血」の構成

_ >14941 H to %pmm3 themm3 to 111744									
区分	未启	<b></b>	就	学	合計				
<b>公</b> の	人数	割合(%)	人数	割合(%)					
「純血」	27	71	11	29	38				
「混血」	91	82	20	18	111				
合計	118	_	31	_	149				

出典:ビコール日本人会『会報(第 27 号)』(昭和 10 年 11 月 9 日)』(史料番号 382-383)より,筆者による作成。

表 4 ビコール日本人会の「混血児 | 数(1936年4月現在)

州名	アルバイ	マスバテ	ソルソゴン	北カマリネス	南カマリネス	合計
会員数	49	39	10	64	54	216
混血児数	51	不明	7	9	44	111

出典:「会員名簿」(杉岡文書 299-301) より作成。

①成人男性の未婚者数は既婚者数の 2.7 倍(未婚者数÷ 既婚者数  $= 133 \div 50$ )であった。②「混血児」は「純血児」の 2.9 倍(「混血児」数÷「純血児」数  $= 111 \div 38$ )であった。③「混血児」数はアルバイ州と南カマリネス州の合計は 5 州全体の 86%(表 4 より,(51+44)÷  $111 \times 100$ )を占めた。

以上の②③から、先に指摘したとおり、ビコール日本 人会の会員には、「雑婚」による「混血児」二世が多数 いたことが指摘できる。

#### (3) ビコール日本人会における経済的格差

では、混血児を持つ家族の経済状況はどのようであったろうか。以下、ビコール日本人会の会費額(1936 年 4 月現在)について、州別の違いを見ることで、その経済状況を推測することとする $^{17}$ 。

表 5 ビコール日本人会の州別会費月額の人数分布 (1936 年 4 月現在)

金額(比)	アルバイ	マスバテ	ソルソゴン	北カマリネス	南カマリネス	合計	割合(%)
5.00	4	0	1	0	0	5	
3.00	1	0	0	0	2	3	9
2.50	6	0	2	0	2	10	9
2.00	2	0	0	0	0	2	
1.50	2	0	0	0	2	4	
1.25	8	0	2	0	1	11	13
1.00	1	1	1	5	4	12	
0.75	16	0	3	0	13	32	
0.50	2	38	0	19	10	69	78
0.25	7	0	1	40	20	68	
会員数	49	39	10	64	54	216	
平均会費額	1.44	0.51	1.00	0.31	0.72	0.79	\

出典:「会員名簿」(杉岡文書 299-301) より作成。

表 5 に基づいて,「混血児」が集中するアルバイ州と南カマリネス州の会費平均額を比較してみる。前者は1.44比であるのに対して,後者は0.72比であることから,両者には約2倍の開きがあることがわかる。この表にみられる顕著な特徴は,0.5比以下の会費納入者が全体(216人)の63%を占めていることである。アルバイ州は「混血児」が多いが,裕福な日本人が多い州でもあるといえよう。また,アルバイ州は,1.25比以上が47%,0.75比以下が53%であることから,これら0.75比以下の比較的貧しい階層の割合については,南カマリネス州(92%)とはかなりの違いが指摘できる。なお,当時の為替レートでは,1比は,1.60 円相当であった180。

次に、フィリピン最大の日本人会を有するダバオ日本 人会の月額会費の割当金額を基に、ビコール日本人会の 会員の月収を算出する(なお、ダバオにおける物価指数 はビコールに比べて高いが、物価の違いは考慮に入れな いものとする)。

表 6 ダバオ日本人会の月額会費(1936年)

月額収入額	年額会費(比)	月額会費(比)
月収50比未満の被雇用人	4	0.33
月収50比以上75比未満の被雇用人	7	0.58
月収75比以上100比未満	10	0.83
月収100比以上125比未満	13	1.08
月収125比以上150比未満	16	1.33
月収150比以上200比未満	20	1.67
月収200比以上	30~200	2. 50~16. 67

出典:米田正武「在比島邦人子弟の学校教育に関する調査」,1940年。

ダバオ日本人会では、表6のように月額収入額区分で、年額会費を決めているため、ここではビコール日本人会と比較するために、月額会費(年額会費 $\div$ 12)を算出して掲げた $^{19}$ 。

表 5 から, ビコール日本人会の場合, 月額会費 2.0 比以上の会員は 9 %, 0.75 比以下の会員は 78%である。

以上から、ビコール日本人社会は、一部の富裕層と多数の比較的貧しい層の二層構造であったことが指摘できる。

次に、「混血児」数に着目する。「混血児」は、アルバイ州と南カマリネス州を合わせると95人に達し、表3を基に推測すると、両州の33家族(66%)には、平均3人の「混血児」がいたと考えられる。特に南カマリネス州においては、月額会費が0.75比以下の比較的貧しい層の占める割合が高いことは、注目に値する。つまり、比較的貧しい日本人会の構成員が多くの「混血児」を抱えていたと考えられるのである。金鉱などで単純労働に一時的出稼ぎとして従事していた若年層の日本人が、特に南カマリネス州やアルバイ州において現地女性との間に子供をもうけることが多かった結果、これらの州で「混血児」が増加したと推測することができよう。

#### (4) 有力者たちの経済状況

他方、日本人会を主導する有力者たちの経済状況はどのようであったのだろうか。

表5の月額会費(州別会費額)と表7の寄付金額(小学校新校舎建築寄付金額)を基に分析しよう<sup>20</sup>。

表5のもとになった「会員名簿」によると、アルバイ

表 7 日本人会の小学校新校舎寄付金額の階層別人数分 布(1937年5月現在)

寄付金額	アルバイ	ソルソゴン	マスバテ	南カマリネス	北カマリネス	合計
500比以上	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)	3 (3)
100~499比	4(3)	1(0)	3(3)	2(1)	1(1)	11 (8)
50~99比	5(2)	2(1)	0(0)	1(0)	1(1)	9 (4)
20~49比	6(0)	1(0)	4(0)	3(2)	3(1)	17 (3)
10~19比	4(1)	1(0)	19(0)	1(0)	51(0)	76 (1)
9比以下	9(0)	0(0)	8(0)	0(0)	23(0)	40 (0)
不明	1(1)	0(0)	1(1)	2(2)	0(0)	4 (4)
寄付納入者合計	30(8)	6(2)	35(4)	9(5)	80(4)	160 (23)
会員総数	36	8	49	47	114	254
寄付納入者割合	83	75	71	19	70	63
寄付未納入者割合	17	25	29	81	30	37

出典:ビコール日本人会『会報(第 35 号)』(1937 年 5 月 25 日,史料番号 247-253)より作成。役職者は( )内に表記。

州の役員8人は「賛助会員」(個人経営者)であった。 彼らの月収は、ダバオの会費と収入基準の関係に照らせば、200比以上に上ると推定できる。また表7から、小学校新校舎建築寄付金の50比以上の高額拠出者の大半は、日本人会の役職をつとめる有力者(15人)であることがわかるので、日本人会は高額所得者である有力者たちによって主導されていたことが指摘できる。

以上の統計データを用いた分析から、ビコール日本人 社会の顕著な特徴として、一方で経済格差が大きく、他 方で「混血児」二世を持つ比較的貧しい日本人が多く存 在していたことが指摘できる。

こうした背景を持つビコール日本人会が、どのような 経緯で、本稿の考察対象である在外指定学校の前身であ る日本人小学校の設立を目指したのであろうか。

第2節では、その背景を明らかにするとともに、その 過程で生じた問題の検討を通じ、日本人会の特徴をあぶ りだしてみたい。

# 第2節 小学校設立に見える日本人会の日本政府 への依存

以下では、杉岡文書を基に、当初、商業競争の緩和を 目的としていたビコール日本人会が、どのように小学校 設立を目指すようになったかを分析する。

# 1 ビコール日本人小学校設立の経緯

まず、1935年2月にビコール日本人会顧問・村岡伊平治が会長・杉岡に宛てて送った書面をみよう。

## 史料1

拝啓 御貴下益々御清栄段奉賀候。陳者今般六名ノ有志相計リ、当地ニ日本人小学校設置致タシ度希望ニ御座候、就而此ノ件モ昨年五月ョリ種々苦心仕リ居リタルモ、何分経費ヤ其ノ他ノ件ニテ意見ノ一致ヲ見ズ、為メニ昨今迄延引致タシタル次第ナルモ、其ノ間ノ意見ヲ照合スルニ、私立小学校トシー番早ク取リ運ビ上可能性在リトシ、茲ニ私立トシテガ設置スルニ必要ナル経費見積ヲ附記シ置ケバ、参考迄ニ御一覧ノ上、貴下ノ御意見及賛否承給ハリ度ク、第二世ノ教育ト申ス事ハ吾等ガ茲ニ今更申上グルマデモナク、何処モ同ジ様ニ御懸念有之事ト推察、御繁忙中誠ニ恐縮ニ存居候得共、折返へシ御回答相煩度(略)(注:下線は筆者)

(杉岡文書 477, 1935 年 2 月)

ビコール日本人会設立11年後の1935年に作成されたこの史料は、日本人会が日本人小学校の設立に向けて行動を起こしていることを前提に書かれた史料であるが、ここでは、小学校の遅延理由として、経費その他のこと

について意見の不一致があることを述べている。

注目すべきは、ビコール日本人小学校の設立目的が二世教育にあることを明確に示している点にある。なおビコール日本人会の主導者たちが二世教育に関心を示し始めたのは、1933年9月に発行された『会報』から、1933年の段階であったことが指摘できる。その理由は、「海外教育協会」<sup>21)</sup>から在外同胞の第二世教育のために種々の便宜をはかるべく後援が申しこまれたからである。

史料1が示唆する資金問題は、そののち会長・杉岡を 始めとする日本人会を主導する有力者たちによって、議 論が続けられ、その結果、小学校設立準備委員会が設置 されることになった。

次の史料 2 は、ビコール日本人会会長から設立準備委員会会員に宛てて伝えられた内容である。

# 史料 2

(前略)「6月一筆者]十七日夜はナガに於て最寄の 会員諸氏と共に研究致し、翌十八日夜はレガスピに 於て, 同じく会合致候。又去る二十日は(略)故森 金次郎氏の追悼会を仕候(略)其節も共に学校問題 に付き協議仕り、結局次の通り準備委員を決定いた し,進んで実地研究致すことに相成申候。(略)学 校設立の必要性は今更ら多弁を要するまでも無之、 第二世の教育は子を持つ親、持たざる親とに係わら ず,日本国民として一つの義務に有之候。小生,先 日, ビコール日会の児童数を調査いたし候処, 適齢 者[]名以上の大多数に登り、今更ながら驚き申 し候。山之内氏より承り候[ ] 在帝国領事館に於 かれても斯かる多数の帝国二世を放任致すに忍びず との言を漏らされ、学校実現と共に、申請に依り外 務省より相当の補助金も有之由に承候。况んや我が 日会に於ても一日も早く, 之が実現を希望致すと共 に、各位の尽力を御願ひ申上候。(略)

(杉岡文書 442, 1935 年 6 月 24 日)

ビコール日本人会を主導する有力者たちの最大の関心 事であった資金問題は、日本政府の補助によって克服されようとしていた。そのことは、この史料に端的に記されている。この史料は、小学校設立後に外務省からの補助金が得られる見通しが領事館から伝えられていたことを示している。

では、ビコール日本人会会員たちはこの小学校設立問題についてどのように考えていたのであろうか。 $2 + \beta$ 後に発行された『会報』 $24 + \beta$  (1935年8月13日づけ)を見てみよう。

#### 史料3

小学校設立に関して各位の一大決心を促す

前回の会報で、七月四日の委員会決議事項を一般 に公表と同時に各位の御替同方を促して置いたが, 其の後、月末に至りて、過半数の替成を得るが、一 部会員は賛成をしていない。この決議事項は、決し て無法なものではないと思ふ。決議事項案の会費は 他の日会に比べて遥かに低額であり、この不景気は ビコール地方だけのものでなく, 不景気という理由 で第二世を放置しておくことは、我ら在留同胞の恥 辱であるまいか。(中略) この小学校設立案は長い 年月の懸案であり、今日まで実現して居らぬと云う ふことは, 我々の無責任, 無自覚を暴露してゐるも のではあるまいか。(中略) 当ビコール地方は百二, 三十人の日本人二世がいると聞くが、日本教育を施 されなければ比人化してしまう。日本内地に於ける 小学校教育は義務教育であり、その費用は村民全部 で負担している。このように日本内地では小学校教 育に全力を尽くしており、小学校教育は一生を通じ て一番大切な教育である。「反対者は一筆者〕日本 国家が如何に小学校教育に熱中しているかを十分に 考えていないのではあるまいか。我が日会が小学校 を設立すれば日本政府はどこまでも援助と補助をし て下さるのである。我々は日本国民の一員として, 小学校教育の為に尽力を尽くすべきである。我が日 会は今迄,公共事業に尽くしておらず,一年一回の 総会に会員が集まっての飲み食いの為の日会であっ た。我が日会の発展上、幾分の会費増額は当然の事 ではないか。

『会報』第24号/1935年8月13日(杉岡文書428-429)

興味深いことに、資金面での課題を非公式の日本政府の支援によって克服しようとした日本人会は、即座に日本人学校設立に向かって歩を進めたわけではなかった。このことは、史料3に見られる「不況と云う理由で第二世を放置しておくことは、我ら在留同胞の恥辱」との文言に示されている。この史料は、小学校設立に対して「過半数の賛成を得るが、一部会員は賛成をしていない」と述べている。なお、「反対する会員」が少数であったかどうかについては後述する。ここでは、日本政府の後押しを得たことにより、日本人会の会員への文言に高圧的なニュアンスが盛り込まれるようになったことを指摘しておく。

では、ビコール日本人会評議員及び会員たちは、この 小学校設立問題についてどのように考えていたのであろ うか。

1935年9月12日に開催された「臨時評議会」の中で、会長をはじめとするビコール日本人会の首脳たちは、評議員の出席率の悪さを遺憾とする一方で、「小学校問題」については、「小学校設立には替成であるが、小学校設

立調査委員の作製した予算案には賛同を得られぬ方もあるが、最早期日が切迫してゐる」と述べ、日本政府の補助金下附の申請書の提出を急いでおこなうことを示唆している<sup>22)</sup>。

深刻なことに、日本人小学校設立に反対したのは、一般会員のみではなかった。このように評議員のなかにも、会長をはじめとするビコール日本人会有力者が作った予算案に反対する者がいたことが、出席率の悪さからも指摘できる。しかし、杉岡らは、外務省への補助金申請の期限が迫っていることを理由に、会員に設立意義が十分理解されないまま、実現への手続きをとることを急遽決定したのである。

反対意見を受けつつもビコール日本人会の有力者は、 1935年、ビコール日本人学校設立趣意書を作成した。 以下はビコール日本人会からマニラ領事館に宛てて提出 した小学校維持運営計画書に含まれる設立趣意書である。

#### 史料4

## ビコール日本人学校設立趣意書

我がビコール地方は他地方と異り, 第二世の大部 分は混血児でありまして同胞の当地開発参拾年この 方, 其の混血児は実に二百名を越える多数に及んで あます。而かも其等の殆どが母国を解せず, 随って 我々の同胞間の交際も遠ざかり,成人した者は比人 となりきり, 学齢児童は各地で其々, 其の土地の比 島小学校に通ひ, 謂はば日本人小学校無き為, 比島 人化するの余儀なき状態であります。然し之等の父 兄はみな日本人として教育させる事を望み, 子女に してやはりそれを希望してゐる事は勿論であります。 (略) 今日斯ふして築き上げた我々の地歩も我々の 後を継ぐべき第二世が比島人化したのでは何の意味 もなしません。(略)最近、当地方在留民も其の数、 年一年と増加いたし、第二世教育の聲も愈々高まり、 茲に我等ビコール在留同胞一致団結の下に, 昭和十 年十二月一日ビコール日本人小学校を設立致しまし た。

(杉岡文書 295, 1935 年 12 月)

この史料は、ビコール日本人会有力者たちが目指すビコール日本人小学校設立の目的を述べたものであり、次の二つの意味で重要と考えられる。

一点目は、すでに指摘したように、この史料は小学校設立の目的の一つとして、「混血児」の二世教育を明記している。さらにこの目的は、ビコール日本人会の在留日本人としてのアイデンティティーを維持する手段として、「混血児」の二世教育を掲げ、日本国民としての義務を果たそうとすることでもあった、と推測できる。なぜなら、海外移住者である彼らには、常に日本政府に兵

役の義務を一時延期してもらっているという負い目が付きまとっていたからである。フィリピンの日本人会は、外務省から会員に対して徴兵猶予願いと在留申告書の提出を義務付けられていた<sup>23)</sup>。

二点目は、小学校設立を急いだ背景には、ビコール日本人小学校の設立を支援する日本政府の意図があったと考えられることである。このように、ビコール日本人会有力者にとっても、日本政府にとっても、在留日本人としてのアイデンティティー再生産を目的とした「混血児」の二世教育は、推進されるべきものと理解されており、両者は共通の立場に立っていたと考えられる。

以上のように、不況のなか、小学校設立に必要な寄付金および小学校設立後の維持運営費を負担するのが困難と主張する一部の反対者を抱えながらも、ビコール日本人小学校は1935年に設立されることとなった。日本人小学校設立を実現させたビコール日本人会有力者たちの次なる目標は、新校舎建設であった。この新校舎建設をめぐる日本人会有力者、政府、日本人会会員の関係を分析することで、当時、日本人小学校をめぐり、これら三者がどのような利害を有していたかを明らかにしたい。

#### 2 新校舎建設問題に見える日本政府への依存構造

まず、杉岡金一メモに見えるいくつかの記事を通じて、新校舎建設をめぐるビコール日本人会と政府の関係を整理する。以下は、1936 年  $10\sim11$  月の記事である。

#### 史料5

① 外務省ヨリ<u>九月廿日付ケニテ、校舎ヲ建築スレバ</u> 一万一千五百円位ノ<u>補助</u>ヲ出シテモ好イトノ<u>内通</u> ヲ受ク

杉岡メモ/1936年10月3日(杉岡文書86)

② 杉岡出馬シタ際、<u>未ダ建築ニ対スル基本金及ビ会員ニ当問題ヲ質シ居ラズ</u>、尚<u>時期早朝ト見ルニ付</u> キ受ケ難+意向ヲ伝ヘタ

此ノ際, 木原副領事ノ御意向ニハ, 一応役員丈ケ ニテモ各位ノ意向ヲ質シテ見ヨト激励セラレタ 杉岡メモ/1936 年 10 月 15 日(杉岡文書 87)

③ 評議員会ヲ召集ス(於ナガ北原氏宅)

席上小生ノ意向及ビ領事館ノ御意向ト共ニ会員諸君ノ覚語等ヲ好ク説明シタ決下,賛否ヲモトメタ席上ナガ方面ノ評議員中村境氏ヨリ補助ヲ受ケル事ヲ替成セラレタ

依ツテ再度建築ヲ進行サス上ニ付キ各位ノ自覚ヲウナガシタル処,誰一人ノ返対者モ無キ為メ<u>事業</u>進行ノ可決ニス

尚ホ土地価額モカンテイ委員ニ託ス事ヲ約ス,併 シ重大事業ナレバ臨時総会ヲ召集シテ全会員ニモ

# 了解ヲ得ル事ヲ約ス

杉岡メモ/1936年11月3日(杉岡文書86-87)

以上の内容を要約すると、ビコール日本人会は、9月20日付けで外務省から日本人小学校建設の補助金支出の内通を受けた。これに対して杉岡は、10月15日にマニラ領事館と相談した際、会員に基本金及びこの問題について十分に議論していないため、時期尚早であると考え、受けいれられないとの意向を伝えた。これに対し領事館側は、一応役員の意向をたずねるようにと、小学校新校舎建設の早期実現を促している。

この後、ビコール日本人会々長は、11月3日の評議員会で各方面の評議員に領事館の意向を伝え、補助金の受諾を決定したという要旨である。10月15日の段階では杉岡は、「小学校新校舎建築は時期早尚」という認識であったが、領事館からの早期実現の要請を受け入れたことは、領事館(日本政府)が小学校新校舎建築を強く促し、事実上主導したことを意味している。

ビコール日本人会は、上述したように日本政府の支援を受けていたが、では、果たして、ビコール日本人会は一致団結して日本人小学校新校舎建設を推進したのであろうか。このことを新校舎建設寄付金の未納額に着目して検討しよう。表8は、1937(昭和12)年度のビコール日本人会の決算書である会計報告(5月1日~12月31日)をまとめたものである。

表8 ビコール日本人小学校建設補助金・寄付金の申込 と実績(1937年度)

費目	申込額	払込額	未納額	未納率
総額	9,176.04	7,264.54	1,911.50	21
外務省建築補助金	571.00	571.00	0.00	0
寄付金	8,605.04	6,693.54	1,911.50	22
一般の部	1,562.64	1,462.64	100.00	6
会員の部	7.042.40	5,230,90	1.811.50	26

出典:『会報』第 37 号(1938 年 4 月 17 日,杉岡文書 162-163)より 作成。金額の単位は比。

この会計報告から、未納額が寄付申込総額の 26%に及んでいたことがわかる。表 7 より、寄付金の未納者を州別に見ると、南カマリネス州の未納が 81%と突出して高かったことがわかる。このことは、ビコール日本人会の一部の州の会員たちが、日本人小学校新校舎建設に賛同しておらず、日本人会が一致団結してこの建設を推進していたわけではなかったことを示唆している。

#### 3 小学校設置への反対意見

次に、寄付金未納者を含む一部の反対意見はどのようなものであったか。『会報』及び「杉岡メモ」を通して、小学校設置もしくは新校舎設置に対する反対意見の内容を見よう。杉岡文書には、この点に触れた次のような4点の史料がある。

史料6

① 日本人小学校設置ニ付キ、昨年五月ョリ種々苦心 仕り居リタルモ、何分経費ヤ其ノ他ノ件ニテ、意 見ノ一致ヲ見ズ、為ニ昨今迄延引致タシタル次第 ナリ。

(杉岡文書 477, 1935 年 2 月)

② 小学校設立調査委員の作製した予算案には賛同得られぬ方もある。予算案修正案を11月末頃迄に在マニラ総領事館迄提出し、各会員に戸別訪問して賛同を促す。

『会報』第 25 号/1935 年 9 月 15 日 (杉岡文書 406-407)

- ③ 一部の方から本事業[小学校建設―筆者]を将来 如何にして永続するのかの質問あり。『会報』第36号/1937年5月25日(杉岡文書 225-226)
- ④ [総領事館出頭の折一筆者] 小学校建設が着々進展の此際,今更に敷地云々などの理由で反対するは,反対せんがための反対であるかの如く思考される。

(杉岡文書 196-197, 1938年2月15日)

これら史料が言うところは、一部と述べられている反対意見は、日本人会会費以外に、いつまで続くかわからない小学校維持運営費の負担金額(詳細は後述する)に対する不安がその背景にあり、ビコール日本人会役員たちが小学校設置案を提示した段階からの根強いものであったことを示唆している。

# 第3節 日本人会の分離独立をめぐる紛糾

では、具体的にどのような問題があったために、このような反対意見が提出されることとなったのだろうか。 1939 (昭和14) 年9月、ビコール日本人会から在マニラ総領事館へ提出された公文書をもとに、この諸問題の背景を分析する。

# 1 南北カマリネス州の分離独立

「混血児」を多く抱える南カマリネス州の会員たちは、『会報』第37号(1938年4月17日づけ)によると、1937年6月11日付けでビコール日本人会を脱会した。その事情を物語る史料は、ビコール日本人会がマニラ領事館に送った公文書と、『会報』第37号(1938年4月17日づけ)の二つである。まず、公文書のなかのビコール日本人会の「決議事項」の内容を見てみよう。

史料7

#### 決議事項

一, 南カマリネス州ノ件

先方/要求タル陳謝公表ハ本会トシテハ全ク諒解ニ苦シム処ニテ絶対ニ受理スルヲ得ザル次第デアリマス。抑々先方ノ退会要求ヲ引キ留メ得ズシテ今日ニ居リタルモノニシテ、本会ノ事業モ予定ノ進行ハ成就致シタルト雖モ、未ダ充実セルモノトハ言ヒ難キ状態ナレバ、事業ノ主旨ニ対シテ賛同下サル人ニ、ヨリ多ク勧誘シ、以テ本会事業ヲ益々堅固タラシメント欲スルモノナレバ、先方ガ白紙ヲ以テ復帰致ス場合ハ喜ンデ歓迎スルモノニシテ、其ノ後ニ於テ役員ノ選挙ヲ致ス意志マデ有スルモノデアリマス。故ニ、過去ノ事ヲ再度繰返スガ如キ要求ニ対シテ、本会トシテハ交渉又ハ出張ノ必要ヲ認メ得ザル次第デアリマス。

(杉岡文書 90-93, 1939 年 9 月)

この公文書にみられる決議事項の内容は、一部事情は未詳ながら、南カマリネス州が小学校新校舎建設業に反対していたことが窺える。そこで、『会報』第 37 号 (1938 年 4 月 17 日づけ)と「杉岡文書」 (1939 年 3 月 18 日、94-95)に依拠して、ビコール日本人会が、会員に対して南カマリネス州の分離独立について、どのような説明をなしていたのかを見よう。

## 2 南カマリネス州分離独立の背景

まず、『会報』第37号(1938年4月17日づけ)から、南カマリネス州の分離独立の大きな理由は、「小学校維持困難」であり、小学校が存続する限り1戸当り月額割当額45仙(1仙は0.01比一筆者)弱を支払続けることに対する異論であった。これについてビコール日本人会側は、「僅か四十五仙弱にして決して多額の予算額ではない」と述べ、さらに、「国家総動員超非常時に際し、(略)海外に在る者も、益々団結精神を固くして事に当たらねばならない」と述べている。

また、杉岡文書(1939年3月18日、94-95)では、新設された南カマリネス日本人会に対して、寄宿舎設置問題に触れ、「特に父兄の負担を軽減する為に実費を以て児童を保育してゐます。現在一ヶ月一児童当り八比内外にて、他の日会に比較すれば約三分の一の程度なれば、一父兄にて四人分の児童を寄宿せしめゐる人も有る状態で有ります」と述べている。

南カマリネス州は、本章第1節で見たように、比較的貧しい層の日本人会会員が多かった。さらに、南カマリネス州会員54世帯のうち、既婚者数は不明であるが、計44人の「混血児」を抱えていたと考えられる。表4にみられるように、この「混血児」の数は、ビコール日

本人会管轄の各州のなかでもアルバイ州の 51 人に次ぐ ものであった。

「混血児」二世を抱える日本人会会員にとっては、会費の増額のほか、寄宿舎に入れて日本人小学校に通学させるより、むしろ現地小学校へ通学させたいと願う人たちが多かったであろう。こうした実情のなかで、ビコール日本人会の有力者たちが目ざした在留日本人としてのアイデンティティーの再生産のための日本人小学校の設立は、同州の人たちには受け入れられなかったものと考えられる。

筆者は、こうしたビコール日本人会の有力者たちによるアイデンティティーの押しつけこそ、ビコール日本人 会が抱える大問題であったと考える。

#### 3 ビコール日本人会役員の引責辞任

以上のように,在留日本人としてのアイデンティティー 再生産の押しつけは,ビコール日本人会の分離独立をめ ぐる紛糾を招く結果をもたらした。

この紛糾の決着は、領事館からの会長以下の辞任勧告 によって幕を閉じることとなった。本章の最後に、日本 政府がおこなった幕引きの経過を見よう。

#### 史料8

昨年下半期以来,会員の一部に意志疎通を欠き来りたるに依り,専心善後策を種々講じたるも,中々其の意を得ず居り候処,本年四月二十九日の定期総会に際し,在「マニラ」総領事館を代表されて古見書記生の御臨席を賜りしに,依然として円満解決を見るに至らざるに付き,其の重任を感じ,会長,副会長以下,当日列席中の評議員五,六名も共に現職辞表書を提出致し置きたる処,此の度総領事館へ出頭に際し,尚残りの役員に対して,辞表書提出方要求せられたるに付き,本趣旨に御賛同賜り,以て同封の別紙辞職願に御署名捺印の上,本会宛,至急御返送被下度,右悪しからず貴意を得申度,此段偏に奉親顧候

追って<u>各役員が辞表書提出の暁は総領事館に於て人</u> 選を取計らはれ,司会者を指定下さる様,了解を得 申居候。従って近日中に総会を開催致することに相 成居候

1938年(5月以降)(杉岡文書 139)

注目すべきは、領事館がビコール日本人会の分離独立を めぐる紛糾に対する責任をとらせるため、会長以下全て の役員の辞表提出<sup>24)</sup>を要求しただけでなく、新たな役 員の人選にまで介入した点である。ここには、ビコール 日本人小学校設立前から続いていたビコール日本人会の 日本政府への依存構造を明確に見てとることができる。 なお,会長の杉岡はこの時,辞任したが,2年後に復職 している。

# 第二章 日本政府が在外指定学校に付 与した機能

本章では、内部に反対意見を抱えながらも、領事館の強い意向を受けつつ1935年に設立されたビコール日本人小学校が、1941年、日本政府によって正式に在外指定学校の認可を受けた経緯とその背景を分析することで、日本政府が在外指定学校に付与した機能の一端を明らかにする。では、どのような経緯を経て在外指定学校の認可が実現したのであろうか。以下、その詳細を見よう。

# 第1節 在外指定学校認可の実情

#### 1 在外指定学校認可の経緯

1935年に設立されたビコール日本人小学校は,1940年10月15日付けで文部・外務大臣宛に在外指定学校認可申請おこない,1941年1月に認可された。同年2月,ビコール日本人会は、会員に次のように伝えている。

#### 史料9

外務省より在外指定学校に認可された事は御同慶に堪えぬ次第であります。と同時に<u>今後在外指定校として</u>益々教育事業を完備し東亜共栄圏確立の国策に必要なる第二世の教育に対する責任の重大なるを痛感する次第です。(略)祖国に於ける大政翼賛運動とは日本国民各自が時局を認識して各々の職務を忠実に実行する事によりて、大政を翼賛し奉る意義であります。(略)

『会報』第40号/1941年2月20日(杉岡文書36)

この文面は、ビコール日本人会が在外指定学校の認可を受けての決意を述べたものである。ここには、日本政府が在外指定学校に付与した機能の一端がみえる。その機能とは「東亜共栄圏確立の国策に必要なる第二世の教育」である。史料にみられるように、在外指定学校として認可されたことで、ビコール日本人小学校は、政府の指導の下、国策としてこれまで以上に積極的に二世教育に邁進することとなる。

「東亜共栄圏確立」のための二世教育をその重要な役割とすることで、ビコール日本人小学校は、前出の「ビコール日本人学校設立趣意書」に見られた、開校当初以来の日本人会の地域の特殊性を背景とした「混血児」二世教育から、日本政府の意向をくみ取った、国策による二世教育を主眼とすることとなった。

こうした在外指定学校認可までの6年間の経緯を表面

的にみると、ビコール日本人小学校は、ビコール日本人会による自主的な開設ののち、日本政府が同校を在外指定学校に認可し、結果的に国策としての二世教育をおこなわせるようになったかのようにみえる。しかし、これまでの分析から明らかなように、この時系列が物語る在外指定学校認可と国策としての二世教育の開始に至った経緯は、単なる形式的なものであったと言える。なぜなら、小学校設立問題があった当初から日本政府は、様々な助言と補助金の下付を通じ、日本人小学校設立に正式に影響を及ぼしていたと考えられるからである。

### 2 ビコール日本人会顧問の動向

実は、日本政府は、1930年代半ば当初から在外指定学校認可を前提にビコール日本人会には助言や補助金を下付していたのである。このことを実証するために、次の公文書をみよう。台北外事課長からマニラ領事館宛の公文書(1937年1月28日づけ)に、次の史料が残されている。

#### 史料 10

比律賓「ビコール」日本人小学校建設費募集シ度キ趣ヲ以テ先般同地日本人会顧問村岡伊平治来台シ、当方ノ援助方申出テ居ルカ、同人ハ外務省ヨリ一萬二千五百円ノ建設費[補助一筆者]ヲ受ケ、完成ノ後ハ在外指定学校トシテ認可サルルコトニ内定シ居レリト語ル処、右ハ事実ナリヤ、又建設及将来ノ経営等ニ関シ概要御回電請フ。

大臣 [外務大臣-筆者] へ転電セリ 25)。

1937年1月28日(外務省外交史料館文書,台北外事課長発馬尼刺電報第3号)。

この史料が意図する内容をよりよく理解するために、次に見るビコール日本人会会長から方面評議員・方面学務委員に宛てられた文書(1936 年 10 月 28 日づけ)で補完しよう。

# 史料 11

(略) 去る五月一日 (1936年) 附,在マニラ総領事館へ,本会の公共事業の一つとして今回小学校を設立致したる一件に付き登録願書を差出し置き候処,総領事館の深甚なる御斡旋を得,此程去る九月廿五日附,日本外務省より校舎新築予算案作製の上,再補助金申請書を提出せよとの事にて,尚校舎新築に対しては,其の経費の半額を下附致さるべき意向を総領事館を通じて,御通知相受申候。

尚又、台湾総督府よりも内情の如何に依っては援助 致すとの事を<u>或る方</u>を通じて報告有之候に付き、是 等を正式に補助申請致すや否や、又其の他について 各位の御意向を承り度(略) 1936年10月28日(杉岡文書288)

史料 10 の公文書は、ビコール日本人会顧問の村岡伊平治が、1937 年 1 月 28 日以前に台湾を訪問した際、ビコール日本人小学校建設の援助を求め、外務省より12,500 円の建設費補助を受け、完成後に在外指定学校の認可を受けることが内定していると語っているが、台湾総督府はそれが事実かどうか、マニラ領事館に問い合わせをし、同じ文章を外務大臣にも転電した(複写を送った)と、述べている。

2つ目の史料中に見える「<u>或る方</u>」は、1つ目の史料中にあるビコール日本人会顧問の村岡伊平治と考えられる。史料 10 に見える「先般」を 1936 年の秋ごろと見れば、史料 11 に見える「或る方」からの報告の時期ともおおむね符合する。

しかし、史料 10 に見られる「在外指定学校トシテ認可セラルルコト内定シ居レリト語ル処」の内容に対して、外務省がどのように応答したのか、についての文書は、見あたらない。そこで、史料  $10 \cdot 11$  の要旨を整理する。

史料 10 では、①村岡は、「外務省から1万2千500円の小学校建設費を受け、完成後は在外指定学校の認可が内定している」と述べている。②台湾総督府は、①の点が事実であるかを、マニラ領事館と外務省に問い合わせをおこなっている。

史料 11 では、③外務省からビコール日本人会は、補助金申請書を提出するようにとの通知を受けている。④外務省は、ビコール日本人会の小学校新校舎建設費用の半額の下付をおこなう意向であることを述べている。⑤ビコール日本人会は、小学校新校舎建設を正式に申請するかどうかを評議員・学務委員の意向をたずねている。

この二つの史料から筆者は、日本人会が外務省から受けようとした小学校新校舎建設の補助金額に注目する。

前掲の表 8 の会計報告書によると、「外務省建築補助金」の寄付払込額は、571 比(邦貨 1,000 円)であったが、別の文書によると、小学校新校舎建設費用は、4,609.08 比であった(杉岡文書 162-163)。このことから、実際の建設費に外務省建築補助金が占める割合は、12%程度にしか過ぎなかった。

他方、年々の維持運営費に占めた外務省の補助金は、相当な大きさであったように思われる。ビコール日本人小学校とダバオ地方の在外指定認可校・10校に対する外務省の年々の維持運営費に対する補助金額を比較してみよう。表9は、ビコール日本人小学校を含むダバオ地方の在外指定認可校10校への補助金額である。

この表から,次のことが指摘できよう。

①3年間の生徒数の平均は、ビコール日本人小学校は

表 9 在外日本人学校の外務省補助金が占める割合 (1938~1940年)

学校名	年度	生徒数	歳入総額(比)	外務省補助金(比)	割合(%)	平均(%)
	1938	27	2,704.76	1,402.50	52	
ビコール	1939	27	2,651.32	1,259.50	48	54
	1940	27	2,917.51	1,809.97	62	
	1938	268	15,478.18	2,928.04	19	
ダバオ	1939	286	14,745.49	3,751.48	25	22
	1940	307	17,998.06	3,751.48	21	
	1938	311	21,855.13	3,716.25	17	
ミンタル	1939	325	22,922.64	2,369.19	10	14
	1940	312	22,808.85	3,463.35	15	
	1938	274	16,189.23	2,083.42	13	
カリナン	1939	357	22,089.09	1,979.02	9	10
	1940	433	28,828.89	2,000.00	7	
	1938	137	7,234.07	1,801.87	25	
マナンプラン	1939	138	7,130.21	1,319.99	19	27
	1940	139	6,684.90	2,500.00	37	
	1938	92	6,332.20	1,520.33	24	
バヤバス	1939	125	6,337.48	1,087.01	17	21
	1940	125	7,660.47	1,700.17	22	
	1938	195	14,046.64	1,520.33	11	
ダリアオン	1939	232	15,049.38	1,083.01	7	10
	1940	273	16,205.00	2,000.00	12	
	1938	94	4,737.84	1,238.78	26	
トンカラン	1939	100	4,613.07	913.84	20	19
	1940	131	6,325.75	1,900.00	30	
	1938	66	6,063.51	1,520.33	25	
カテガン	1939	81	7,505.03	1,116.92	15	21
	1940	91	10,483.35	2,315.83	22	
	1938	102	4,238.00	1,353.80	32	]
ディゴス	1939	103	5,627.24	2,625.22	47	38
	1940	68	4,260.32	1,453.05	34	
	1938	68	4269.32	1,407.71	33	
ワガン	1939	92	4,022.73	1,583.18	39	34
	1940	110	5,182.22	1,500.00	29	

出典:外務省外交史料館文書『在外日本人学校教育関係雑件」』所収の 在ダヴァオ日本大帝国領事館「在外邦人小学校及教職員ニ関ス ル調査」(B04011726600)、『在亜南ノ部 5. ビコール小学校 (1)』 (B04012115900) より作成。

27 人,ダバオ 10 校では 181 人である。つまり,生徒数においては,ビコールはダバオ各校の 15%にしか過ぎない。

②各学校における外務省補助金額が歳入総額に対して占める割合は、ビコール日本人小学校が54%であるのに対し、ダバオ地方10校は22%である。

さらに、3年間の外務省の補助金平均額は、ビコール 日本人小学校は1,546比(邦貨2,988円)であるのに対 し、ダバオ地方10校は2,138比(邦貨4,132円)であ る。年間の生徒一人当たりの補助金額においては、ビコー ル日本人小学校は57比に対し、ダバオ地方10校の平均 額は13比である(詳細は紙面の関係上省略す)。

以上の①②より、外務省の小学校維持運営経費の補助金は、ビコール日本人小学校の歳入総額の54%を占め、ビコール日本人会が外務省に、より強く依存して小学校を維持運営していたことを示していると考えられよう。一方、外務省は、小規模校であるビコール日本人小学校に対し、在外指定認可学校・ダバオ各10校と比較しても、多額の補助金額を付与していたことが指摘できよう。こうしたことから、「競争の緩和」を目的として設立

されたビコール日本人小学校は、政府による認可を受けた在外指定学校として在留日本人のアイデンティティー再生産を目的とする二世教育を行うため、設立当初から日本政府の資金援助・指導・助言の下、活動を行っていた、と筆者は考える。

では、なぜ日本政府は、1930年代半ばから、二世教育を国策とする在外指定学校認可を前提としつつ、ビコール日本人小学校の設立を急いだのであろうか。次に、在外指定学校の認可年月日に着目することで、この問いに答えてみたい。

# 3 認可年月日が集中していた理由

在外指定学校の国別年度統計によると、在外指定学校595 校の小学校のうち、在外指定学校に指定された年次別学校数は、 $1936\sim1940$ 年の5年間で254校(全体の43%)、 $1941\sim1945$ 年の5年間では181校(全体の30%)に上る26。

表 10 フィリピン在外指定学校の創立日と認可日

No.	学校名	設立者	創立日	認可日
1	マニラ	マニラ日本人総代会	1917. 8. 13	1918. 2. 15
2	ダバオ	ダバオ日本人会	1924. 1. 28	1924. 1. 28
3	ミンタル	ダバオ日本人会	1924. 4. 21	1925. 1. 25
4	バギオ	バギオ市日本人会	1926. 2. 26	1929. 8. 7
5	マナンブラン	ダバオ日本人会	1933. 2. 1	1933. 2. 1.
6	ラサン	ダバオ日本人会	1933. 1. 26	1936. 6. 19
7	カリナン	ダバオ日本人会	1935. 2. 10	1935. 2. 11
8	セブ	セブ日本人会	1933. 7. 1	1936. 10. 16
9	イロイロ	イロイロ日本人会	1936. 10. 20	1937. 1.30
10	バヤバス	ダバオ日本人会	1934. 3. 15	1937. 12. 1
11	ダリアオン	ダバオ日本人会	1937. 6. 1	1937. 6. 1
12	ディゴス	ダバオ日本人会	1934. 2. 5	1936. 2. 20
13	ワガン	ダバオ日本人会	1938. 1. 15	1938. 1. 15
14	トンカラン	ダバオ日本人会	1933. 3. 13	1936. 5. 1
15	カテガン	ダバオ日本人会	1936. 12. 31	(記載なし)
16	ビコール	ビコール日本人会	1935. 12. 1	1941. 1. 27

出典:渡部宗助『在外指定学校一覧(一九〇六~一九四五)』43-44 頁より作成。

フィリピンに限定すると、表 10 から、16 校のうち 10 校の在外指定学校の認可日が、1930 年代後半に集中していることがわかる。また、小学校設立から在外指定学校認可までの年数は、ほぼ 3 年以内である。

では、なぜ在外指定学校の認可年月日が1930年代後半に集中しているのか。その理由を、1930年代後半の日本を取り巻く国際状況、特に日本の南進政策に注目しつつ、見出すことにする。

日本政府の南進政策は、1937年日中全面戦争、1939年第二次世界大戦、1941年末の対米英蘭戦争に結びついた。日本政府は、軍事力による南進政策を本格化し、1942年1月2日にマニラを占拠し、翌日から軍政を開始した。南進政策の実現へ向けた動きを開始した日本政府が、その動きの一面として1941年1月27日に在外指

定学校に認可したビコール日本人小学校では、1ヶ月後の2月28日付けで、台湾総督府から派遣教員が送られ、 俸給全額は台湾総督府が負担することになった<sup>27</sup>。

## 第2節 日本政府が在外指定学校に付与した機能

最後に,第二世教育機関としての日本人学校・在外指 定学校を通じた二世教育の内実という点において,ビコー ル日本人学校・在外指定学校が,フィリピンの他の地域 における二世教育と異なっていたことを指摘しておきた い。

小島によると、フィリピンにおける「第二世教育」論は、1934(昭和 9)年に登場した。それは、「南洋方面の如く、「低級な民族」の居る処に移民した日本人としては、その民族的プライドからしても、<u>自分の子供</u>[下線は筆者]と、日本人の親を持つ二世の比人化を問題視している点<sup>28</sup> 」に特徴があるという。

そこではじめに、フィリピンにおける二世教育を検討する。

# 1 フィリピン・ダバオ地方における二世教育

1938 年刊行の蒲原廣二著『ダバオ邦人開拓史』 $^{29)}$  によると、フィリピンの中心であるダバオについて、「ダバオに於ける邦人社会が全般的に二世教育に目覚めたのは、最近数年間の事である。これも不況と就学児童の激増のために之を収容すべき学校なく、学校の設置問題に行き詰つて始めて二世教育の問題が重大化したのである」と述べている。つまり、ダバオ日本人学校では、1935~37 年ごろ、表 10 に見られるように在外指定学校の認可が急増していた。もっとも、表 11 に見られるように、ダバオ 11 校の児童数 1,814 人に対して、「混血児」数は208 人である。「混血児」が占める割合は、11%に過ぎなかった。この点は、これまで見てきたビコール地方と大きな違いである。

# 2 ビコール地方における「混血児」二世教育

一方, ビコール日本人会は, 以下に見るように, 小学校二世教育を「混血児問題」の解決手段と捉えていた。ここには, 明らかに両者の間には「二世教育」の内容に差異が見られる。このことの背景を理解するために, ビコール地方の「混血児」二世の就学状況をフィリピン国内の日本人小学校と比較しよう。

表 11 から、ビコール日本人小学校の「混血児」数の割合は、フィリピン国内で際立っていたことがわかる。 ビコール日本人社会においては、これまでに見たように「混血児」二世教育が小学校設立の最大の目的だったのである。

ここで注目すべきは、ビコール日本人小学校が在外指 定学校に認可される 3 ヶ月前の 1940 年 10 月 4 日に、

表 11 学校別の混血児童就学状況(1939年度)

学校名	生徒総数	混血児数	比率(%)
マニラ	700	63	9
セブ	43	13	30
イロイロ	63	24	38
ダバオ	275	30	11
ミンタル	296	18	6
カリナン	350	16	5
マナブラン	131	17	13
バヤバス	133	11	8
ダリヤオン	228	14	6
トンカラン	99	13	13
バンガス	36	8	22
カテガン	76	13	17
デイゴス	104	42	40
ワガン	86	26	30
合計	1,814	208	11
ビコール	31	20	65

出典:『拓殖奨励館季報』(第一巻第四号 p 174) より作成。 一部、筆者による加筆。但し、ビコールは 13 年 3 月現在。

外務大臣から在マニラ総領事代理に宛てた「ビコール 小学校ノ在外指定学校ノ指定ニ関スル件」という文書で ある<sup>30)</sup>。

#### 史料 12

曩ニ<u>柴山事務官</u>,貴地教育視察ノ際依頼ニ係ル貴 管下ビコール小学校ノ在外指定学校認可申請書,至 急提出セシメラレ度シ

(1940年10月4日,外務省外交史料館文書)

史料の公文書は、外務省が、この10月14日以前に柴山事務官にビコール地方の教育状況を視察させた時、(外務省が柴山を通じて)マニラ領事館に依頼してあったビコール日本人小学校の在外指定学校認可申請書を、1940年10月4日、ビコール日本人会に至急提出させるように通達したものである。

#### 史料 13

謹啓 貴信昭和十五年十月八日附日機密第八七号二基+,在外指定学校認可申請書参通作成致シ,茲許提出仕候間,何卒可然御取計被成下度,奉懇願候敬具

(1940年10月15日, 外務省外交史料館文書)

史料 13 は、史料 12 の外務省からの在外指定学校認可申請書の送付を求める通達を受けたビコール日本人会会長が、11 日後の 10 月 15 日、マニラ総領事代理人宛に、在外指定学校認可申請書を提出したことを示すものである<sup>31)</sup>。

なお、史料 12 に見られる柴山は、外務省南洋局第一

課の事務官であり、1941年の柴山の論説「南洋邦人教育問題概説」<sup>32)</sup>のなかで、「混血児」の二世教育について、次のように述べている。

児童をして土民化を防ぎ、之を優秀なる日本人として東亜民族の指導者として国力発展の第一線戦士たらしむるは実に日本的教育の力に依る外は無い。

ビコール日本人社会における「混血児」数は、他の地方に比べ極めてその割合が高かった。そこには地域の特殊性が顕著にみられ、ビコール日本人会は「混血児」の二世教育を小学校設立の最大の目的にしたと考えられる。ところが、すでにみたように、最大の「混血児」を有した南カマリネスのビコール日本人会会員は、経費負担の過重から、こうした日本人小学校の設置・新校舎建設に強く反対した。

しかしながら、ビコール日本人小学校が目ざす「混血児」の二世教育は、外務省南洋局第一課事務官である柴山の論説が示すように、日本政府が「混血児」の二世に「東亜民族の指導者」・「国家発展の第一戦士」としての役割を担わせようとしていた構想に対応するものであった、と考えられよう。こうした点を鑑みて、日本政府がビコール日本人小学校を在外指定学校に認可した目的は、当時、フィリピン全土の小学校で増え続けていた「混血児」の二世教育において、先駆的役割をおわせようとしていたのではないだろうか。

# おわりに

本稿は、一次史料であるフィリピン・ビコール日本人 会の杉岡文書を素材として、戦時期における在外指定学 校の機能の一端を明らかにすることを課題とした。本稿 の考察を通じて、次の三点が明らかとなった。

第一に、ビコール在外指定学校認可は、「混血児」のフィリピン人化を阻止するために国策として二世教育をおこなうことがその目的であった。

ビコール地方の特殊性は、フィリピンの在留邦人社会のなかで極めて「混血児」の出生率が高いことにあった。その理由は、1930(昭和5)年までの初期の移住者のうち、特に南カマリネス州・アルバイ州を中心とする地域に移住した若年層が、生活の安定とともに現地のフィリピン人と婚姻関係を結ぶことが多かったためであった。日本人会を主導する富裕層の有力者たちは、この「混血児」二世に日本人としてのアイデンティティーを植え付けることが日本国民の義務であると考え、日本政府の指導、助言、金銭的援助を背景に、二世教育に着手した。

1935年以降1940年までは日本人会が主導したビコール日本人学校において、1941年以降はビコール在外指定学校において国策として、公式に「混血児」は在留日

本人のアイデンティティー再生産を目的とした二世教育 を受けることとなったのである。

第二に、在外指定学校認可の6年前の1935年、ビコール日本人会によるビコール日本人学校設立の段階ですでに、日本政府は資金援助等を通じてビコール日本人学校に影響を及ぼし、日本人のアイデンティティー再生産を目的とした二世教育を推進しようとしていたことが明らかになった。つまり、ビコール日本人学校は、在外指定学校に認可される前から、国策としての二世教育を期待される存在だったのである。

第三に、ビコール日本人会の有力者たちが目指した「比人化」を防ぐための「混血児」二世教育は、やがてビコール日本人会のなかに多くの矛盾と歪みを生み、有力者たちがビコール日本人会を分裂・対立させたとして、領事館主導のもとで各役員の辞任という形によって日本人会内部の対立に幕が閉じられたことも明らかになった。その背景には、「混血児」の親が日本人のアイデンティティーの再生産を目的とした「混血児」二世教育を必ずしも必要としていなかった事情の存在が考えられる。一方、日本政府が進めようとしたビコール日本人学校の「混血児」二世教育は、フィリピン全土の小学校で増え続ける「混血児」への対策の先駆となるものだったのではないだろうか。

最後に今後の課題を述べる。様々な課題の中で最大のものは、「混血児」を持つビコール日本人会会員、特にフィリピン人配偶者が、日本人のアイデンティティー再生産を目的とした「混血児」二世教育に、どのような認識を持っていたか。また、「混血児」を主対象とした教育の内容がどういうものであったか、本稿では十分に検討できなかった点にある。これらの問題は、本稿がビコール日本人会の有力者が残した一次史料に基づいて考察をおこなったために、十分に検討できなかったものである。これらの問題の克服には、フィリピン人配偶者を有した日本人、もしくは日本人配偶者を有し「混血児」を生んだフィリピン人が残した史料の発掘と分析がぜひとも必要となる。こうした史料の収集・分析作業については、他日を期したい。

## 注

- 1. 渡部宗助「在外指定学校一覧 (一九○六~一九四五)」『昭和五十六年度 文部省科学研究費 一般研究 (c)「在外指定学校に関する歴史的研究」』国立教育研究所,1982年。
- 2. 小島勝『日本人学校の研究―異文化間教育史的考察』玉川大学 出版部, 1999 年, 36 頁。
- 3. 小林茂子『「国民国家」日本と移民の軌跡―沖縄・フィリピン 移民教育史』学文社,2010年,8頁。
- 4. 前注1渡部1982年。
- 5. 前注3小林2010年。
- 6. 槻木瑞生『「大東亜戦争」期における日本植民地・占領地教育

- の総合的研究(研究課題番号 10410075)平成 10・11・12 年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(1))研究成果報告書』 2001 年。
- 7. 前注 2 小島 1999 年, 40-42 頁。
- 8. 杉岡金一は、岡山県吉備郡下倉村で 1899 (明治 32) 年 5 月 16 日に生まれた。1918 (大正 7) 年、マニラに渡航後、ミンダナオ島に上陸し、アバカ (マニラ麻) を栽培するために用地の開墾に従事した。1928 (昭和 3) 年、アルバイ州レガスピー市に日用雑貨店レガスピーバザーを開業した。1941 (昭和 16) 年 12 月 8 日日米開戦後、レガスピーバザーを閉鎖し、食糧調達や現地情報の収集等で日本軍に協力した。1945 (昭和 20) 年戦況が悪化する中、密林を逃避する途中、ゲリラに撃たれ、同年 4 月戦死した(杉岡康男氏の手紙による)。
- 9. 杉岡メモとは、ビコール日本人小学校の設立や運営をめぐる経緯を詳細に記したメモ書きのことである。1935 (昭和10) 年6月17日から1937 (昭和12) 年4月29日まで、12項目にわたる(杉岡文書86-89)。
- 10. 綾部恒雄・永積昭『もっと知りたい フィリピン』弘文堂, 1983 年, 242 頁。
- 11. 皇睦夫『書き残しておきたいフィリピン戦秘史』藤昭印刷興業, 1988年,55-61頁。皇睦夫(すめらぎむつお)は,大東亜省を 経て,1943(昭和18)年,比島軍政派遣要員となった。1946(昭和21)年,比島から復員した。
- 12. 国勢調査報告(1935(昭和10)年10月1日現在,杉岡文書382-383)。
- 13. マスバテ州は支部としては存在しているが、日本人の人口は 0人であった。
- 14. 大工とは、杉岡メモ(杉岡文書 87)より金鉱山での労働者と考えられる。
- 15. 早瀬晋三『フィリピン行き渡航者調査 (1901~39 年) 外務省 外交史料館文書「海外渡航者名簿」より-』(重点領域研究「総合的地域研究」) 1995 年, 早瀬作成の原簿より作成。
- 16. 杉岡メモより、「1935 (昭和 10) 年 7 月, 1936 (昭和 11) 年 2 月, 北カマリネス州およびマスバテ州に、金山景気により多数の大工が入り込む」(杉岡文書 87)。

- 17. 会員名簿より作成(杉岡文書 299-301)。
- 18. 『Madison, Angus, The World Economy, OECD, 2006』。
- 19. 米田正武「在比島邦人子弟の学校教育に関する調査」『拓殖奨 励館季報第一巻第四号』拓殖奨励館, 1940年, 149-150頁。
- 20.「小学校新校舎建築寄付金・会員の部」(杉岡文書 244-254)。
- 21. 「海外教育協会」とは、東京丸ノ内にあり、会長・児田秀雄の名のもとで、在外同朋の二世教育のために便宜を図ろうとする団体である。「雑報」では、この団体からの寄付及び後援の申出があったことが述べられている(『会報』第11号、1933年9月14日、杉岡文書518-519)。
- 22. 『会報』第25号 (1935年9月15日, 杉岡文書412-413)。
- 23. 1936年10月28日, 杉岡文書289。
- 24. 日本人会の役職者たちは、次の内容の「辞職願」をマニラ領事館に提出することを余儀なくされた。「我等ビコール日本人会経営ノ為メ終始一貫発展ヲ期シ努力シ来タリ候処、時局重大ノ折柄ニ際シ、会務円滑ニ遂行シ能ハザルニ付、責任ヲ感ジ、茲ニ本役員ヲ辞職致度、此段御聴許被下度候也」(なお、年次は、昭和13年とあるが月日は不明である)。
- 25. 外務省外交史料館文書『在外日本人学校教育関係雑件第四巻』6, 1937年1月28日, 台北外事課長発馬尼刺電報第3号, B40114898200。
- 26. 前注 1 渡部 1982, 48 頁。
- 27. 1941年3月1日。杉岡文書23。
- 28. 前注 2 小島 1999 年, 392-393 頁。
- 29. 蒲原廣二『ダバオ邦人開拓史』日比新聞社,1938年,658頁。 なお,著者のプロフィールは不明。
- 30. 外務省外交史料館文書『在外日本人各学校関係雑件/在亜南/ 部5, ビコール小学校(1)』, 1940年10月4日, B04012115900。
- 31. 外務省外交史料館文書『在外日本人各学校関係雑件/在亜南/部5,ビコール小学校(1)』,1940年10月15日,B04012115900。
- 32. 柴山峯登「南洋邦人教育問題概説」『帝国教育』1941 年 12 月, 45 頁(前注 2 小島 1999 年, 392 頁からの再引用)。

# Government Japanese Schools in the Bicol Region of the Philippines Under the Influence of Imperial Japan in the 1930s-40s and their Designated Role

# Shigeru HAYAZAWA

On the basis of the primary source of the Japanese Association of the Bicol region of the Philippines, where many Japanese males migrated after the 1920s till the mid-1940s as plantation labours and married Filipino females during their stay there, this paper aims to clarify the designated role of Government Japanese Schools (*Zaigai Shitei Gakko*) formed in the region in 1941, as well as the diverse reactions of parents of the children toward this. The main findings of the paper are following two.

First, this paper shows that the fundamental role of the Government-designated Japanese School, which was distinguished from regular Japanese schools that were normally organized by private entities, was

to give, under the direct supervision of the Government, a Japanization-education not only to a child with a Japanese father and mother but also to a half Japanese and half Filipino child, the number of whom increased in the 1930s.

Second, the paper shows that the Japanization-education at Government-designated Japanese Schools in the Bicol region after 1941 caused a severe conflict among members of Japanese Associations, who had different opinions over the necessity and appropriateness of the Japanization of their children. This paper will imply, on the one hand, that leading members of the Japanese Association, who consisted of Japanese nationals with occupational backgrounds such as government officials or merchants, preferred to give their children a Japanization-education, and, on the other hand, that Japanese migrant laborers with Filipino spouses strongly opposed giving such a Japanization-education to their children.

Keywords: Government Japanese School, Japanese Association in the Bicol region of the Philippines, Japanization-education, A half Japanese and half Filipino child, Identity as a Japanese